## (以下、厚生労働省からの補足情報)

## ○ファシリテーターについて

・グループワークは、ファシリテートの円滑さやグループ内での検討等を踏まえると1グループ6名程度とすることが望ましい。

参加人数を踏まえ、適切なファシリテーター数を確保した研修体制を整えていただきたい。

- ・なお、講師、ファシリテーターについては指導者研修修了者であることが原則望ましいが、ファシリテーターについては過年度の相談員研修修了者であっても認めることとする。 (講師は指導者研修修了者であることが必須)
- ※申請添付資料の修了証提出について以下のとおりとなります。

また、修了証については再発行の対応はいたしませんので御了承ください。

- ・講師及び指導者研修を修了しているファシリテーターの指導者研修修了証の写し
- ・相談員研修修了者(指導者研修未修了)のファシリテーターは、相談員研修修了証の写し
- ・万が一、研修修了証を紛失したなど写しを提出できない場合は「6 講師及びファシリテーター」の備考欄にその旨を記載すること

## ○相談員研修、指導者研修修了者について

各都道府県における相談員研修、指導者研修修了者については、各都道府県の在宅医療担当部局に弊課から一覧を共有していますので、必要に応じて照会ください。

## ○令和6年度のプログラム等について

準拠研修をご検討いただくにあたり、令和6年度のプログラムを共有しますのでご参考ください。

ご参考:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_57204.html